

指導者を養成する講座のご案内

CPDS(継続学習制度)認定講座

建設業は、一つの建設現場で多くの会社が協力しあって建設物を造る産業であり、日々の作業状況や作業環境が刻々と変化するという特徴から、労働災害の発生頻度が高い産業です。

建設の仕事は「人」で支えられており、仕事を「安全」に行うためには、安全衛生確保の重要性を認識した「人」の育成が鍵となり、安全衛生に係る知識・技能及び人格を兼ね備えた「人材育成」を推進するには、安全衛生教育を推進する指導者の養成が重要です。

教育の実施に際しては、建設業の労働災害防止を使命とする建災防による本教育を積極的に活用するようお願いします。

■特別教育の講師養成講座

- ◆足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
- ◆自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座
- ◆低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座
- ◆ローラー特別教育講師養成講座
- ◆巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
- ◆酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
- ◆石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
- ◆アーク溶接等特別教育講師養成講座

■特別教育に準じた教育の講師養成講座

- ◆丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
- ◆有機溶剤業務管理者講習
- ◆チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習

■通達に基づく教育の講師養成講座

- ◆建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座

■その他の講師養成講座

- ◆現場管理者統括管理講習講師養成講座
- ◆建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座

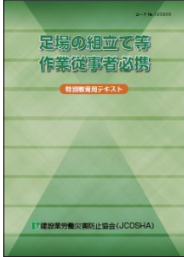
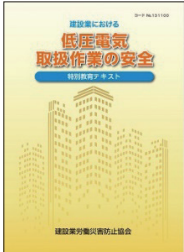


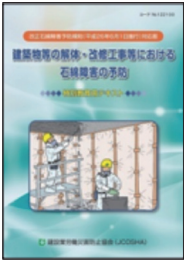
特別教育の講師養成講座

労働安全衛生規則 第36条（特別教育を必要とする業務）に示されている作業を行なわせるには、特別教育の実施が事業者には義務付けられています。

これらの講座は、建設事業場において、特別教育の講師を行う方を対象とした教育です。

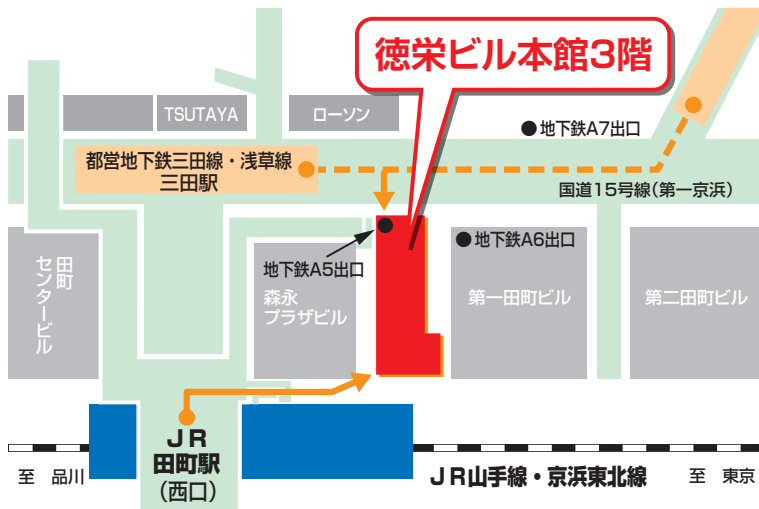
※この教育を受講しても特別教育を受講したことにはなりません。

講座名	主な内容		受講料	CPDS
足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座	平成 27 年 7 月 1 日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられています。 本講座は事業場で「足場の組立て等の業務に係る特別教育」の講師を担当する方を対象に教育を実施する際に必要な知識や効果的な教育方法を習得していただく講座です。 (1 日間講習)		19,700 円	6unit
自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座	自由研削砥石（グラインダ）は、建設工事等で加工物を研削、切断するのに幅広く利用されており、労働安全衛生規則第 36 条第 1 号では、研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。 自由研削砥石（グラインダ）本体、砥石、取付け具などの正しい選定方法や使用方法を実技教育と共に習得していただきます。 (1 日間講習)		19,700 円	7unit
低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座	「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。（安衛則第 36 条第 4 号） 電気工事士の資格を取得していても、労働安全衛生法で定める作業を行なうには、特別教育を修了している必要があります。 (1 日間講習)		19,700 円	7unit
ローラー特別教育講師養成講座	最近の建設工事は、工事の大型化、新工法の採用及び施工の機械化が著しく、特に「ローラー」については、道路工事・ダム工事・土地造成工事で広く使用されており、労働安全衛生規則第 36 条第 10 号では、ローラーの運転業務には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。 締固め機械（ローラー）の種類と特徴、また、正しい操作方法などを取り入れたカリキュラムになっています。 (1 日間講習)		19,700 円	7unit
巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座	「巻上げ機（ウインチ）」については、建築土木工事などの建設現場で広く使用されており、労働安全衛生規則第 36 条第 11 号では、動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エアホイスト及びこれらの巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。 巻上げ機（ウインチ）の種類や構造、正しい操作方法やワイヤロープ等の取扱い、また、効果的な教育の進め方を取り入れたカリキュラムになっています。 (1 日間講習)		19,700 円	7unit

講座名	主な内容		受講料	CPDS
特別教育講師養成講座 酸素欠乏・硫化水素危険作業	労働安全衛生規則第 36 条第 26 号及び酸素欠乏症等防止規則 12 条により、酸素欠乏危険場所（硫化水素中毒危険場所を含む。）における作業に係る業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。 酸素欠乏・硫化水素の発生の原因や酸素欠乏症等の症状、保護具等の使用方法の習得と共に、心肺蘇生法の講義では、最新の「救急蘇生法の指針」を取り入れたカリキュラムになっています。 (1 日間講習)		19,700 円	7unit
講師養成講座 石綿取扱い作業従事者特別教育	石綿が使われている建築物等の解体・改修工事の作業従事者に対して、肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があるため、作業に係る業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。（安衛則第 36 条第 37 号、石綿則第 27 条） 石綿等の危険性、事前調査の方法、安全な作業方法などを習得していただくと共に、保護具の使用法では、正しい防じんマスクの装着方法の実技を行います。 実技で防じんマスク（半面形の取替式）を使用します。 防じんマスクの購入をご希望の方は、 受講料 19,700 円 + マスク代 3,600 円 = 23,300 円 です。 (1 日間講習)		19,700 円 マスク代 3,600 円	7unit
講師養成講座 アーク溶接等特別教育	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等（以下「アーク溶接」という。）の作業では、溶接機の点検不良や溶接、溶断作業の誤り等により感電災害、爆発・火災災害、ヒューム吸引によるじん肺等の重大な災害も発生しています。 これらの災害を防止するためには、十分な安全衛生教育の実施が必要であると共にこの業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。（安衛則第 36 条第 3 号） (1 日間講習)		19,700 円	7unit
特別教育に準じた教育の講師養成講座				
講座名	主な内容		受講料	CPDS
講師養成講座 丸のこ等取扱い作業従事者教育	丸のこ等は建設現場等で広く使用されている便利な機械であるがゆえに毎年多数の労働災害が発生し、その中には重篤な災害も含まれています。厚生労働省が発出した通達（平成 22 年 7 月 14 日付け基安発 0714 第 1 号）においては、「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。 特別教育に準じた教育を行う方を対象に、丸のこ等の基本的な知識や使用方法と実技教育を含んだカリキュラムにより、効果的な教育方法を習得していただく教育です。 (1 日間講習)		19,700 円	7unit
管理者講習 有機溶剤業務	厚生労働省（旧労働省）が発出した通達（昭和 59 年 6 月 29 日基発 第 337 号）では、有機溶剤業務に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。 特別教育に準じた教育を行う方を対象に、有機溶剤が人体に与える影響、中毒予防のための作業方法等について習得していただく教育です。 (2 日間講習)		45,400 円	8unit

特別教育に準じた教育の講師養成講座			
講座名	主な内容	受講料	CPDS
チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習	厚生労働省（旧労働省）が発出した通達（昭和 58 年 5 月 20 日付け基発第 258 号）において、チェーンソー以外の振動工具取扱者に対して特別教育に準じた教育を行うこととされています。また、当該安全衛生教育の講師については、十分な知識及び経験を有する者又は建設業労働災害防止協会において実施する「振動工具取扱作業教育トレーナー講習」の修了者であることとされています。 この講座は、「振動工具取扱作業教育トレーナー講習」に該当する教育です。 また、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「3 軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される 1 日 8 時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量 A (8)）の考え方等に基づく新しい対策を取り入れたカリキュラムになっています。 （1 日間講習）	19,700 円	4unit
通達に基づく教育の講師養成講座			
講座名	主な内容	受講料	CPDS
建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座	熱中症の発生を予防するために必要な熱中症発生時の症状及びその予防対策、緊急時の救急措置等を習得し、作業者が熱中症にかからないようにするための実践的な教育方法を習得していただく教育です。 厚生労働省の平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号通達及び平成 28 年 2 月 29 日付基安発 0229 第 1 号で示されている労働衛生教育に基づく熱中症予防対策の取り組みに沿った、熱中症予防指導員・管理者研修等の講師を養成する講座です。 ※平成 28 年度まで「建設業等における熱中症予防指導員研修講師養成講座」の名称で行っていた講座です。 （1 日間講習）	19,700 円	6unit
その他の講師養成講座			
講座名	主な内容	受講料	CPDS
現場管理者統括管理講習	統括安全衛生責任者は、統括安全衛生管理に関する教育を受けた者の中から選任することとされています。（平成 7 年 4 月 21 日付け基発第 267 号の 2） この講座は、昭和 62 年、中小規模建設現場の増大に伴い、統括安全衛生責任者の選任を要しない中小規模建設現場において労働災害が多く発生していたことから中小規模建設現場の作業所長等に対しても統括管理に関する内容の充実を図り、労働災害を減少させることを目的として当協会が独自に定めたカリキュラム（リスクアセスメントを含む。）による統括安全衛生管理に関する教育を担当する講師を養成する教育です。 ※統括安全衛生責任者の選任については、労働安全衛生法第 15 条に定められています。 （2 日間講習）	27,500 円	14unit
建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座	常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場には、安全衛生推進者を選任する必要があります。（安衛法第 12 条の 2） 労働安全衛生法第 19 条の 2 及び同条第 2 項の規程に基づく「能力向上教育指針」に定める、安全衛生推進者に対する能力向上教育（初任時）を実施するための講師を養成する教育です。 ※この教育は、安全衛生推進者の資格を付与するものではありません。 （2 日間講習）	27,500 円	14unit

会場へのアクセス



〒108-0014

東京都港区芝 5-33-7

徳栄ビル本館 3 階 講習会場

JR 山手線・京浜東北線田町駅下車 1 分

都営地下鉄三田線・浅草線三田駅下車 (A5出口) 1 分

- 受講者用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ただし、体の不自由な方等ご事情がある場合は、お申し込み時にご相談ください。

受講手続きの流れ

STEP 1 申込書の送信

お申込み先
建設業労働災害防止協会 本部 教育部 教育課
FAX 送信先：03-3456-2458

- ① 申込書に記載している注意事項をよくご覧いただき、同意の上ご記入をお願いいたします。
- ② 開催日等の変更や開催を中止する場合があります。変更や中止になった場合には、ただちに受講者様にご連絡いたします。
- ③ 申込書を FAX 送信する際は、FAX 番号を十分ご確認の上、送信をお願いいたします。

STEP 2 受講料のお振込み

FAX 送信後、2 週間以内に、受講料を下記の指定口座にお振込みください。

2 週間以内に入金が確認できない場合は自動的に申込みが取り消しとなりますので、ご注意ください。

お振込み先
りそな銀行 芝支店
普通預金 No. 0791539
建設業労働災害防止協会

- ① 受講料は、各講座案内のページに記載しておりますので、ご確認ください。
- ② 振込手数料は、各自ご負担ください。
- ③ 領収書は、金融機関発行の振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ④ 企業名でお振込みの際は、企業名の後ろに「受講者氏名」をご記入いただくと幸いです。

STEP 3 お申込み完了

入金が確認できた方からお申込み完了となります。

(申込書の送付だけでは、お申込みが完了したことはありません。)

お申込みが完了された方へ受講票を発送いたします。

受講票は、講座受付の際に確認をさせていただいておりますので、ご持参くださいますようお願いいたします。

注 意 事 項

！ 講座当日の服装

受講時の服装は特に指定はございません。軽装で結構です。
丸のこ、自由研削砥石（グラインダ）の両講座については、実技訓練がありますので、機械に巻き込まれにくい服装でお越しください。

！ 持ち物

お届けしている受講票を必ずお持ちください。受付の際に確認いたします。
講座資料は当日、会場にてお渡しいたします。筆記用具をお持ちください。
振動工具、有機溶剤の講座では、計算をしますので、電卓をお持ちください。

！ 宿泊

会場のある建物には、宿泊施設はございません。近隣ホテル等をご利用ください。

！ 昼食

受講料には、昼食代は含んでおりません。昼食は各自ご対応をお願いしております。
講座会場にランチマップをご用意しておりますので、ご参考にしてください。
また、会場内での食事は休憩時間に限り可能です。（飲物は講座中でも可）

！ 遅刻

資料説明をいたしますので、講義開始時刻 5 分前までに、受付を済ませご着席ください。
遅刻が予想される場合には、必ずご連絡ください。
講義開始時刻から 30 分間までは遅刻として対応いたします。遅刻された方には、遅刻時間相応のレポートを作成していただき、当日、事務局へ提出していただきます。
30 分以上遅刻された場合又は、レポートをご提出いただけない場合には、修了証は発行いたしません。
時間に余裕をもってお越しください。

！ 受講者変更

受講者の変更は可能です。変更箇所がわかるように、申込書を修正していただき、申込書を再送してください。

！ 受講キャンセル

お申込み完了後のキャンセルは受け付けておりません。
ただし、直近の回への振替を 1 回に限り承ります（振替手数料 5,000 円）。
講座開催日の 2 週間前までにお申し出ください。
振り替えた回のキャンセルについては、資料を送付し、受講料は返金いたしません。

< 問い合わせ先 >

建設業労働災害防止協会 本部 教育部 教育課
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 7 階
TEL 03-3456-0618

☒ 下記の【注意事項】に同意して申し込みます。

講師養成講座受講申込書

講座名			
講座開催日	平成 年 月 日 () ~ 日 ()		
開催場所	徳栄ビル本館 3 階 講習会場 (東京都港区芝 5-33-7)		
フリガナ		生年月日	昭和・平成
氏名			年 月 日
フリガナ	所属部課・役職名		
事業所名			
連絡先	TEL : ※ 日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。		
受講票 送付先	自宅・事業所・申込担当者宛 : 様 (TEL:) 〒		

▲ 申込担当者がいる場合は担当者の氏名・連絡先をご記入ください。

申し込み手順 ① 上記の内容に間違いがないかご確認の上、次の申込先に本状を FAX 送信ください。

申込先

建設業労働災害防止協会 本部 教育部
FAX: 03-3456-2458

申し込み手順 ②

申込書を送信いただき、講座申込の仮受付を承ります。
申込書送信から **2 週間以内** に下記の口座へ受講料のお振り込みをお願いいたします。
2 週間以内に入金の確認できない場合には、自動的に仮受付が取り消しとなります。

振込先

りそな銀行 芝支店 普通預金 No. **0791539** 建設業労働災害防止協会
受講料 : 円 ※ 振り込み手数料は各自ご負担ください。

☐ 請求書を希望される場合 → 送付先・宛名 :

※ 領収書は、金融機関発行の振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。振込の際は受講者名をご入力ください。

申し込み手順 ③

ご入金の確認ができましたら、建災防本部 教育部 より受講票をお送りいたします。
※ 講座日の振替は直近の回へ 1 回に限り承ります (振替手数料 5,000 円)。
講座開催日の 2 週間前までに 建災防本部 教育部 (TEL:03-3456-0618) へお申し出ください。

【注意事項】

- ◆ **FAX 送信後、2 週間以内に入金を確認できない場合には、自動的に仮受付が取り消しとなりますので、ご注意ください。**
入金された方から順番に受付が完了となります。
- ◆ 受講料の返金はいかなる場合でもいたしません。なお、欠席の場合は講座資料を後送させていただきます。
- ◆ 開催日時等の変更や開催を中止する場合があります。変更や中止になった場合には、ただちに受講者様へご連絡いたします。
- ◆ ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任をもって管理いたします。ただし、本講座の事業に使用する他、当協会が実施する講習会等の情報提供に使用することがございますので、これらの情報提供等にご同意いただけない場合は ☐ にチェックマーク✓をご記入ください。→ ☐
- ◆ 講師養成講座を受講しても特別教育を受講したことにはなりません。

メモ欄

保有する主な資格 (建設業)	当該教育に関する作業経験 年 月
☐ 当該教育の特別教育 ☐ 当該教育の作業主任者技能講習	
☐ その他 :	

▲ 該当の項目にチェックマーク✓をお願いいたします。

講座名称	29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月
足場の組立て等特別教育講師養成講座	●	●	●			●		●		●		
自由研砥石 (グラインダ) 特別教育講師養成講座		●		●		●		●		●		
低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座	●	●	●		●		●		●		●	
ローラー特別教育講師養成講座				●				●				
巻上げ機 (ウインチ) 特別教育講師養成講座				●			●		●			
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座		●					●				●	
石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座		●				●				●		
アーク溶接等特別教育講師養成講座	●							●				
丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座			●		●		●		●			
有機溶剤業務管理者講習 (2 日間)									●			
チェンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習	●						●					
建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座	●	●	●									
現場管理者統括管理講習講師養成講座 (2 日間)			●						●			
建設業安全衛生推進者 (初任時教育) 講師養成講座 (2 日間)								●				

※●の印は、開催予定になります。

★ 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座 受講者へお願い!!

- 講座の実技において、『防じんマスク(半面形の取替式)』を使用しますので、講座当日ご持参ください。
- 防じんマスクをお持ちでない場合、受講申込時にお知らせいただければ、ご用意いたします。
- その場合、受講料と別にマスク代が必要になります。
- 講座当日でも防じんマスクの購入は可能です。講座会場の出入口に販売コーナーがございます。
- 防じんマスクは衛生上の理由により貸与いたしません。

(注1) 開催予定の講座は、原則、開催の約4ヶ月前に日程等が決まります。

都合により日程・場所・場所・時間等が変更になることがあります。

開催日の詳細 (決定・変更・追加) については、HPをご確認ください。

お申込みは、所定の申込書によりFAXでお申し込みください。

(注2) 講習会場と本部事務所の所在地は異なります。

お間違えないようお願いいたします。

開催場所：東京都港区芝 5-33-7 徳栄ビル本館 3 階 講習会場

建設業労働災害防止協会 本部 教育部 (東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 7 階)

お問い合わせ電話番号：03-3456-0618 (直通) 申込書送信 F A X 番号：03-3456-2458

HP : <http://www.kensaibou.or.jp/>